
令和6年度

ものづくり企業女性就職促進助成金

公募要領

札幌市経済観光局

SAPPORO

1 助成金の目的

この助成金は、人手不足が深刻化する製造拠点において、さっぽろ連携中枢都市圏[※]を構成する市町村の区域（以下、「圏域」という。）内の中小製造業者に対して、女性の就職を促進するための職場環境の改善に必要な取組に係る経費の助成を通じて、人材の確保・定着及び魅力ある職場環境づくりに寄与することを目的とする。

※「さっぽろ連携中枢都市圏」とは、札幌市及び近郊 11 市町村（小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）のことをいう。

2 助成金の内容

(1) 助成対象者

圏域内に本社及び製造拠点を有する中小企業者等のうち、製造業及び建設業（建設業については工事で使用する資材の加工等を行うための常設の拠点を有するものに限る）で、以下の全てを満たすものとする。

- ア 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上の出資を受けている者でないこと。
- イ 市町村税を滞納している者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。

キ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

(ア)「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 中小企業基本法第 2 条第 1 項で定める中小企業者であって、圏域内に本社を有するもの。ただし、以下に該当する「みなし大企業」は除く。
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
 - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- b 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会であって、総組合員の 2 分の 1 以上が、第 1 号 a を満たす者。

(2) 助成対象事業及び交付要件

以下の全てを満たす女性専用のトイレ、更衣室、休憩室、その他女性の人材確保・定着において市長が必要かつ適当と認める設備の設置。

- ア 交付決定日から令和 7 年 2 月 28 日（金）までに終了（支払いを含む）する事業であること。
- イ 設備を設置する建物は、圏域内にあり、自社が所有し、事業の用に供する既存かつ常設のものであること。
- ウ 設置場所は製造拠点もしくは製造拠点と同じ敷地内にある事務室等（製造拠点で従事する従業員が就業時に利用する場所に限る）であること。
- エ 製造現場で従事する女性社員（役員を除く）がいる、もしくは次年度の採用予定がある。
- オ 設置する設備は、常設かつ専ら従業員の使用に供するものであり、女性専用設備であることが客観的に認識可能な表示を備えていること。
- カ 新設・改修いずれも対象とする。

助成対象となる改修内容の例

トイレ…個室の増設、和洋改修、スペースの拡張、温便座や擬音装置の設置など
更衣室・休憩室…既存設備のスペース拡張など

(3) 助成額等について

ア 助成上限額

500 千円

イ 助成率

3 分の 2

ウ 助成対象経費

助成対象事業の実施に要する工事費（最小限必要と認められる付帯工事費を含む）及び設計監理費の他、当該工事によって備え付けられる設備品（工事費の見積書で設備品の費用や設置費が積算されているもの）。

設備品例

便座、手洗器、ハンドドライヤー、ペーパータオルホルダーなど

※ 消費税、振込手数料及び自社（親会社・子会社・関連会社を含む）の技術や製造物等を調達する場合の経費は認めない。

※ 助成金交付決定日以降に発注し、令和 7 年（2025 年）2 月 28 日（金）までに支払いを終えた経費を対象とする。

エ 助成対象事業期間

助成交付決定の日～令和 7 年（2025 年）2 月 28 日（金）

(4) 採択件数

13 件程度

（予算額の範囲内。そのうち、札幌市外に本社を有する圏域市町村企業は最大 2 件までとする。）

※後述「3 申請書類等の提出（3）公募期間」記載のとおり、先着順とする。

3 申請書類等の提出

(1) 提出が必要な書類

本助成金の申請を希望する場合は、以下の書類を各 1 部提出すること。

様式は、札幌市ホームページからダウンロード可能。

【URL】 <https://www.city.sapporo.jp/keizai/seizo/shien/jyoseisyusyokusokusin.html>

◆様式 1～4

様式 1	助成金交付申請書
様式 2	事業計画書
様式 3	収支予算書
様式 4	暴力団排除に関する誓約書

◆ 添付書類

- ・収支予算書に計上した経費に関する見積書
- ・工事図面及び工程表
- ・カタログ等・・・工事によって備え付けられる設備品がある場合
- ・設備設置予定場所の現況が確認できる画像等（既存の女性専用設備を改修する場合は、女性専用設備であることが客観的に認識可能な表示の部分を含めること）
- ・企業の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・・・法務局より取得
- ・直近 2 期分の決算報告書の写し（貸借対照表、損益計算書など）
- ・法人市町村民税の納税証明書（指名願用）・・・各市役所、町村役場より取得

※ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）および納税証明書につきましては、取得後 3 か月以内の原本を提出すること。

（2）提出方法

下記問い合わせ先へ事前連絡の上、持参又は郵送

（郵送の場合は、簡易書留など追跡可能な方法で送付すること）

（3）公募期間

令和 6 年（2024 年）4 月 8 日（月）～令和 7 年（2025 年）1 月 17 日（金）

※上記期限末日までに郵送で到着した分が対象となるが、先着順での交付決定となり、予算額に達した時点で公募を終了する。

（4）提出・問い合わせ先

札幌市役所 経済観光局産業振興部産業振興課ものづくり産業係

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 15 階北側）

TEL : 011-211-2392 E-mail : monodukuri@city.sapporo.jp

4 申請書類の審査

本市にて、交付要件等を満たしているか書面審査を行う。

(申請書類に不明な点などがあった場合は、ヒアリング及び追加書類の提出を求める場合がある。)

5 助成金交付決定

審査の結果を踏まえ、交付または不交付を決定し、助成金交付決定通知書(様式5)もしくは助成金不交付決定通知書(様式6)により通知する。

6 報告書等の提出

助成対象事業終了後、14日以内に以下の書類を提出すること。

必要に応じて実地検査を行う。

◆ 様式9および10

様式9	助成事業完了報告書
様式10	助成金精算書

◆ 添付書類

- ・支出した経費の事実を証明する書類(発注書・納品書・請求書・領収書等)
- ・工事内容が確認できる書類(工事請負契約書、図面等)
- ・事業完了後の設備場所の状況が確認できる写真や画像等(女性専用設備であることが客観的に認識可能な表示の部分を含めること)
- ・助成金振込口座の通帳の写し等(銀行名・支店名・預金種類・口座番号・口座名漢字及びカナが確認できる資料)

7 助成金の支払

助成金は精算払いとする。助成事業完了報告書を受領後、確定検査により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定額通知書(様式11)により、助成事業者に通知のうえ、助成金額の支払いを行う。

8 その他注意事項

- (1) 助成事業者がこの要領における支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる国又は他の地方公共団体が実施する各種助成金（国又は他の地方公共団体が他の団体等に委託して実施するものを含む。）を受給する場合は、この要領における助成対象経費と国又は地方公共団体（札幌市における他の助成金を含む。）が実施する各種助成金の助成対象経費が重複しない場合について、助成金の併給を受けることができる。
- (2) 助成事業の内容又は助成事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ事業計画変更・廃止・取下承認申請書（様式7）を市長に提出し承認を受ける必要がある。
- (3) 助成事業は、原則として一般に公表することとし、市長が成果普及のための事業等を行うときは、助成事業者はこれに協力するものとする。
- (4) 事業終了後5年間、採用状況等について市が照会した際、助成事業者はこれに協力するものとする。
- (5) 事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 助成事業により取得し、又は効用が増加した財産のうち、その取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものについては、台帳を設けて、保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (7) 既存の男女共用設備については、性別に関わらず利用できるようにしたり、引き続き共用で利用できるようにしておくなど、性的マイノリティの方にも配慮した環境となるよう努めること。